

「新商品開発調査研究・販路開拓支援補助金」の募集を行います

町では、町内の資源や原材料を活用した商品の開発、あるいは町内で製造・加工する商品で町の魅力発信に繋がる商品の開発、また、それらの商品の販路開拓などを行う方を対象にした「壮瞥町新商品開発調査研究・販路開拓支援補助金」の対象事業を募集します。

特産品開発のチャレンジを考えている方の応募をお待ちしております。

■補助要件

(1) 補助対象者

町内に事業所の所在地を有する法人、その他の団体または町内に住所を有する個人で以下の全てに該当する方。

- ① 壮瞥町で農林水産業又は商工業の事業を行っている方、または新規に行う方。
- ② 同一年度内においてこの補助制度を使用していない方。
- ③ 町税及び町に対する債務を完納している方。
- ④ 壮瞥町暴力団排除条例に定める暴力団に関係していないこと。

(2) 補助金額と補助率

補助金の額は、町内企業を利用した場合は補助対象となる経費の 1/2 以内、町外企業を利用した場合は 1/3 以内になります。上限額は 120 万円です。

■補助対象事業及び補助対象経費の例

- ① 新商品開発に向けた人材育成に要する事業
(例 研修会等講師謝金、研修会講師の旅費、研修会等の資料購入等)
- ② 販路開拓のためのコンクール、試食会、研修会、各種イベントの参加に要する事業
(例 コンクール等の参加費、副資材購入、原材料等)
- ③ 新商品及びそのデザインの開発、改良に要する事業
(例 原材料、デザイン開発料、栄養成分分析等)
- ④ 新商品の流通及び販路開拓、PR等に関する事業
(例 広告宣伝費、イベント会場までの新商品運搬に係る車両賃借料等)
- ⑤ 新商品の品質検査、商標登録等に関する事業
(例 品質検査経費、商標登録の経費等)
- ⑥ 新商品開発、市場分析に関する調査研究に関する事業
(例 マーケティング調査費用、各種コンサルタント料等)
- ⑦ 外部専門家の招へいに関する事業
(例 外部専門家招へいに関する旅費、外部専門家の謝礼等)

※各区分で 50 万円を超える場合は、最低 2 社以上から見積書を徴収して、最低価格業者の金額を対象とします。また、国・北海道・町・その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等を補助対象経費から除きます。

※詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 壮瞥町役場商工観光課商工観光係
(道の駅そうべつ情報館 i2 階 ☎0142-66-4200)